

携帯電話を販売等される方々へ

- 1 静岡県では「静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例」(昭和36年静岡県条例第55号)により、青少年(18歳未満)の健全育成に努めています。
- 2 この条例と「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(以下、整備法)において、次のことがらが定められています。
- 3 携帯電話事業者等の条例違反行為については、県知事から必要な措置を講ずるよう勧告されることがあります。更に、勧告に従わないときは、その旨と勧告内容を公表することができます。従業員には、十分にこのことを知らせてください。



保護者の義務

フィルタリングサービス・有効化措置の利用

青少年が携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける場合や特定携帯電話端末等(スマートフォンなど)を使用する場合は、フィルタリングサービス・フィルタリング有効化措置を利用させるように努めなければなりません。

書面等(電磁的記録を含む)の提出・提供

●青少年がフィルタリングサービスを利用しない携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることができるのは、次の①から③のいずれかの場合です。

【フィルタリングサービスを利用しない理由】

- ① 青少年が就労しており、青少年の業務に著しい支障を生ずる
- ② 青少年が心身に障害などを有し、青少年の日常生活に著しい支障を生ずる
- ③ 保護者が利用状況を適切に把握し、青少年が有害情報を閲覧しないようにする

●青少年がフィルタリング有効化措置を講じない特定携帯電話端末等(スマートフォンなど)を使用できるのは、次の①②のいずれかの場合です。

【フィルタリング有効化措置を講じない理由】

- ① 保護者が利用状況を適切に把握し、青少年が有害情報を閲覧しないようにする
- ② 保護者が自らの責任で適切に有効化措置を講ずる

★この場合、理由等を記載・記録した書面又は電磁的記録を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出又は提供しなければなりません。

詳しくは、静岡県教育委員会社会教育課までお問い合わせください。
担 当：青少年育成班 電話番号：054-221-3313

携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の義務

青少年確認、フィルタリング説明、フィルタリング措置

- ・ 契約締結者又は携帯電話端末等の使用者が青少年(18歳未満)であるかを確認する義務
- ・ 「①青少年有害情報の閲覧をする可能性があること」「②フィルタリングサービスの利用・フィルタリング有効化措置の必要性及び内容」を保護者又は青少年に対して説明する義務
- ・ フィルタリングサービスの利用を条件とした役務提供義務
- ・ 特定携帯電話端末等へのフィルタリング有効化措置実施義務

整備法等による説明、説明書(又は電磁的記録)の交付・提供

整備法等の規定により、保護者又は青少年に対し、上記事項のほか、次の事項を説明するとともに、これらの事項を記載・記録した説明書又は電磁的記録を交付・提供しなければなりません。

【説明すべき事項】

- ① 青少年がインターネットを不適切に利用することにより、犯罪に巻き込まれるおそれがあること
- ② 保護者がフィルタリングサービスを利用しない旨の申出又はフィルタリング有効化措置を講じない旨の申出をするときは、理由が必要であること

※書面等の保存義務

保護者から提出(又は提供)を受けた、フィルタリングサービスを利用しない旨又はフィルタリング有効化措置を講じない旨の理由等を記載・記録した書面又は電磁的記録について、契約終了日又は当該青少年が満18歳に達する日のいずれか早い日までの間、保存しなければなりません。

(従業員の見やすいところにはってください)